



株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令  
第一号様式

5.

## 【表紙】

【提出書類】(2)	変更報告書 No. 3
【根拠条文】	法第27条の25第1項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】(3)	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 宇野 総一郎
【住所又は本店所在地】(3)	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】(4)	平成16年5月15日
【提出日】	平成16年5月19日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	4名
【提出形態】(5)	連名

## 第1 【発行会社に関する事項】(6)

発行会社の名称	旭テック株式会社
会社コード	5606
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京、名古屋
本店所在地	静岡県小笠郡菊川町堀之内547番地の1

## 第2 【提出者に関する事項】

## 1 【提出者(大量保有者)／1】(7)

## (1) 【提出者の概要】(8)

## ① 【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ジャパン・キャスティング・エルピー (Japan Casting L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、 ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、 ウォーカーハウス (Walker House, P. O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

② 【個人の場合】 該当なし

③【法人の場合】

設立年月日	2001年3月21日
代表者氏名	ジェイシー・ホールディングス・リミテッド クリストファー・ピー・ミネティアン (JC Holdings Ltd., Christopher P. Minnetian)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	自動車部品製造会社への投資を目的とする投資事業体

④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 対木 和夫
電話番号	03 (3288) 7000

(2) 【保有目的】(9)

経営参加及び長期投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	39,881,000*		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 39,881,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 39,881,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

\*内17,572,000株はA種優先株式（議決権有）

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成16年5月15日現在)	S 88,842,313
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	44.89
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	45.11

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

該当なし

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

株式質権設定契約（平成15年6月3日付）

提出者は、旭テック株式会社（発行会社）、株式会社あおぞら銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行との間の株式質権設定契約に基づき、平成15年6月11日付で保有株券13,805,000株（普通株）を発行会社の為に担保として差し入れた。

転換予約権・強制転換条項

A種優先株式には、発行時に下記内容の転換予約権及び強制転換条項が付されている。

1. 転換予約権

(1) A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件によりA種優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。

① 当初転換価額

転換価額は、当初は70円とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、各転換請求の日及び平成25年9月30日に、次のうちのいずれか低い方の価額に修正される。

ア 70円（ただし、下記③に準じて調整される。）

イ 転換請求の日に先立つ30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）から20円を差し引いた価額

③ 転換価額の調整

ア A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$NCP = OCP \times \frac{NN \times C}{N + CMP}$$

上記の算式において「NCP」は、調整後の転換価額を意味する。「OCP」は、調整前転換価額（下記ウに定義される。）を意味する。「N」は、既発行普通株式数（下記ウに定義される。）を意味する。「NN」は、新たに発行もしくは処分された普通株式数、または転換証券（下記ア（ウ）に定義される。）もしくは新株予約権（下記ア（ウ）に定義される。）に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数を意味する。「C」は、NNに含まれる「普通株式1株あたりの払込金額」（下記オに定義される。）を意味する。

「CMP」は、時価（下記エに定義される。）を意味する。

(ア) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。）、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、普通株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(ウ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができ

る証券（以下、「転換証券」という。）または普通株式を行使により取得することができる権利（当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む。）（以下「新株予約権」という。）を発行する場合、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日（無償で新株予約権を発行する場合は発行日）の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日（無償で新株予約権を発行する場合は発行日）において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。

- イ 前記アに掲げる場合のほか、株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- ウ 転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当会社の発行済の普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。
- エ 転換価額調整式に使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日(ただし、前記ア(イ)ただし書に示される株式の分割を行う場合は株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- オ 転換価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記ア（ア）の場合には当該払込金額、上記ア（イ）の場合には0円、上記ア（ウ）の場合には普通株式1株あたりの当該転換価額または普通株式1株あたりの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- カ 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

④転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は次のとおりとする。

優先株主が転換請求のために提出した  
優先株式の発行価額の総額

$$\text{転換により発行すべき} = \frac{\text{普通株式数}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑤転換により発行する株式

当会社普通株式とする。

(2) 転換を請求し得べき期間

平成15年10月1日から平成25年9月30日までとする。

2. 強制転換条項

普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、70円を同期間の末日における上記の転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	4,464,845
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	4,464,845

②【借入金の内訳】該当なし

③【借入先の名称等】該当なし

## 第2【提出者に関する事項】

### 2【提出者(大量保有者)／2】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	ジャパン・キャスティング II・エルピー (Japan Casting II L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、 ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、 ウォーカーハウス (Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

##### ③【法人の場合】

設立年月日	2001年5月16日
代表者氏名	ジェイシー・ホールディングス II・リミテッド クリストファー・ピー・ミネティアン (JC Holdings II Ltd., Christopher P. Minnetian)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	自動車部品製造会社への投資を目的とする投資事業体

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 対木 和夫
電話番号	03 (3288) 7000

##### (2)【保有目的】(9)

経営参加及び長期投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	11,987,000*		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 11,987,000	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 11,987,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

\*内5,286,000株はA種優先株式（議決権有）

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成16年5月15日現在)	S 88,842,313
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	13.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	13.56

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

該当なし

## (5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

### 株式質権設定契約（平成15年6月3日付）

提出者は、旭テック株式会社（発行会社）、株式会社あおぞら銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行との間の株式質権設定契約に基づき、平成15年6月11日付で保有株券13,805,000株（普通株）を発行会社の為に担保として差し入れた。

### 転換予約権・強制転換条項

A種優先株には、発行時に下記内容の転換予約権及び強制転換条項が付されている。

#### 1. 転換予約権

(1) A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件によりA種優先株の当会社の普通株への転換を請求することができる。

##### ① 当初転換価額

転換価額は、当初は70円とする。

##### ② 転換価額の修正

転換価額は、各転換請求の日及び平成25年9月30日に、次のうちのいずれか低い方の価額に修正される。

ア 70円（ただし、下記③に準じて調整される。）

イ 転換請求の日に先立つ30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）から20円を差し引いた価額

##### ③ 転換価額の調整

ア A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$NCP = OCP \times \frac{N + \frac{NN \times C}{CMP}}{N + NN}$$

上記の算式において「NCP」は、調整後の転換価額を意味する。「OCP」は、調整前転換価額（下記ウに定義される。）を意味する。「N」は、既発行普通株式数（下記ウに定義される。）を意味する。「NN」は、新たに発行もしくは処分された普通株式数、または転換証券（下記ア（ウ）に定義される。）もしくは新株予約権（下記ア（ウ）に定義される。）に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数を意味する。「C」は、NNに含まれる「普通株式1株あたりの払込金額」（下記オに定義される。）を意味する。

「CMP」は、時価（下記エに定義される。）を意味する。

(ア) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。）、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、普通株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

- (ウ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券（以下、「転換証券」という。）または普通株式を行使により取得することができる権利（当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む。）（以下「新株予約権」という。）を発行する場合、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日（無償で新株予約権を発行する場合は発行日）の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日（無償で新株予約権を発行する場合は発行日）において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。
- イ 前記アに掲げる場合のほか、株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- ウ 転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当会社の発行済の普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。
- エ 転換価額調整式に使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日（ただし、前記ア（イ）ただし書に示される株式の分割を行う場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。
- オ 転換価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記ア（ア）の場合には当該払込金額、上記ア（イ）の場合には0円、上記ア（ウ）の場合には普通株式1株あたりの当該転換価額または普通株式1株あたりの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。
- カ 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。

#### ④転換により発行すべき普通株式数

A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は次のとおりとする。

$$\text{優先株主が転換請求のために提出した} \\ \text{優先株式の発行価額の総額}$$

$$\text{転換により発行すべき} = \frac{\text{普通株式数}}{\text{転換価額}}$$

発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

#### ⑤転換により発行する株式

当会社普通株式とする。

##### (2) 転換を請求し得べき期間

平成15年10月1日から平成25年9月30日までとする。

##### 2. 強制転換条項

##### 普通株式への一斉転換

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかったA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、70円を同期間の末日における上記の転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	1,341,665
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	1,341,665

②【借入金の内訳】該当なし

③【借入先の名称等】該当なし

## 第2【提出者に関する事項】

### 3【提出者（大量保有者）／3】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ジャパン・キャスティング III・エルピー (Japan Casting III L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、 ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、 ウォーカーハウス (Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

##### ③【法人の場合】

設立年月日	2001年5月16日
代表者氏名	ジェイシー・ホールディングス II・リミテッド クリストファー・ピー・ミネティアン (JC Holdings II Ltd., Christopher P. Minnetian)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	自動車部品製造会社への投資を目的とする投資事業体

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 対木 和夫
電話番号	03 (3288) 7000

#### (2)【保有目的】(9)

経営参加及び長期投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	5,714,000*		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 5,714,000	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 5,714,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

\* A種優先株式（議決権有）

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成16年5月15日現在)	S 88,842,313
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	6.43
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	6.46

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

該当なし

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12)

株式質権設定契約（平成15年6月3日付）

提出者は、旭テック株式会社（発行会社）、株式会社あおぞら銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行との間の株式質権設定契約に基づき、平成15年6月11日付で保有株券13,805,000株（普通株）を発行会社の為に担保として差し入れた。

転換予約権・強制転換条項

A種優先株式には、発行時に下記内容の転換予約権及び強制転換条項が付されている。

1. 転換予約権

(1) A種優先株主は、以下に定める転換を請求し得べき期間中、以下に定める転換の条件によりA種優先株式の当会社の普通株式への転換を請求することができる。

① 当初転換価額

転換価額は、当初は70円とする。

② 転換価額の修正

転換価額は、各転換請求の日及び平成25年9月30日に、次のうちのいずれか低い方の価額に修正される。

ア 70円（ただし、下記③に準じて調整される。）

イ 転換請求の日に先立つ30取引日の東京証券取引所における当会社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）（円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。）から20円を差し引いた価額

③ 転換価額の調整

ア A種優先株式発行後、次のいずれかに該当する場合には、転換価額を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。

$$NCP = OCP \times \frac{NN \times C}{N + NN}$$

上記の算式において「NCP」は、調整後の転換価額を意味する。「OCP」は、調整前転換価額（下記ウに定義される。）を意味する。「N」は、既発行普通株式数（下記ウに定義される。）を意味する。「NN」は、新たに発行もしくは処分された普通株式数、または転換証券（下記ア（ウ）に定義される。）もしくは新株予約権（下記ア（ウ）に定義される。）に関する計算の場合は、それらの転換もしくは行使により新たに発行もしくは処分され得る普通株式数を意味する。「C」は、NNに含まれる「普通株式1株あたりの払込金額」（下記オに定義される。）を意味する。

「CMP」は、時価（下記エに定義される。）を意味する。

(ア) 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行または処分する場合（新株予約権の行使または転換証券の転換による発行または処分の場合を除く。）、

転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、普通株主に当該普通株式の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該普通株式の払込期日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

(イ) 株式の分割により普通株式を発行する場合、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株式分割による普通株式の割当日の翌日をかかる調整後転換価額の適用開始日とする。ただし、配当可能利益を資本に組入れることを条件として株式分割を行う場合において、株式分割による普通株式の割当日が配当可能利益の資本組入れを決議すべき株主総会の日よりも前であるときは、当該株主総会の終結の日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。

<p>(ウ) 転換価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換することができる証券（以下、「転換証券」という。）または普通株式を行使により取得することができる権利（当会社の発行する社債に付された新株予約権を含む。）（以下「新株予約権」という。）を発行する場合、転換価額は、転換価額調整式に従って算出された調整後転換価額に調整されるものとし、株主に転換証券または新株予約権の引受権が付与されるときはその割当日の翌日を、それ以外のときは当該転換証券または新株予約権の払込期日（無償で新株予約権を発行する場合は発行日）の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。当該転換証券または新株予約権を発行する場合、調整後転換価額の適用開始日の前日に、発行される転換証券の全額が普通株式に転換されたものとみなし、または発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、調整後転換価額を算出するものとする。ただし、当該転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額がかかる転換証券または新株予約権の割当日または払込期日（無償で新株予約権を発行する場合は発行日）において確定しない場合、かかる転換証券の転換価額または新株予約権の行使価額が確定した日の翌日を、かかる調整後転換価額の適用開始日とする。以降の調整においては、かかるみなし株式数は、当該転換証券の転換または当該新株予約権の行使の結果発行された株式数を上回る限りにおいて、既発行普通株式数に算入される。</p>			
イ	前記アに掲げる場合のほか、株式交換、株式移転、会社分割、合併、資本の減少または普通株式の併合等により転換価額の調整を必要とする場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。		
ウ	転換価額調整式に使用する「調整前転換価額」は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、また、転換価額調整式に使用する「既発行普通株式数」は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額の適用開始日の1ヶ月前の日における当会社の発行済の普通株式数（ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。）とする。		
エ	転換価額調整式に使用する「時価」は、調整後転換価額の適用開始日（ただし、前記ア（イ）ただし書に示される株式の分割を行う場合は株主割当日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。		
オ	転換価額調整式で使用する「普通株式1株あたりの払込金額」は、それぞれ、上記ア（ア）の場合には当該払込金額、上記ア（イ）の場合には0円、上記ア（ウ）の場合には普通株式1株あたりの当該転換価額または普通株式1株あたりの新株予約権の発行価額および行使に際しての払込金額の合計額とする。		
カ	転換価額調整式の計算については、円位未満小数第1位まで算出し、その小数第1位を切り上げる。		
④	転換により発行すべき普通株式数 A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は次のとおりとする。 優先株主が転換請求のために提出した 優先株式の発行価額の総額		
	転換により発行すべき 普通株式数	二	転換価額
	発行すべき株式数の算出にあたって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。		
⑤	転換により発行する株式 当会社普通株式とする。		
(2)	転換を請求し得べき期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日までとする。		
2.	強制転換条項 普通株式への一斉転換 転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかつたA種優先株式は、同期間の末日の翌日をもって、70円を同期間の末日における上記の転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取り扱う。		

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	399,980
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	399,980

②【借入金の内訳】該当なし

③【借入先の名称等】該当なし

## 第2【提出者に関する事項】

### 4【提出者（大量保有者）／4】(7)

#### (1)【提出者の概要】(8)

##### ①【提出者（大量保有者）】

個人・法人の別	法人（外国法人）
氏名又は名称	ジャパン・キャスティング IV・エルピー (Japan Casting IV, L.P.)
住所又は本店所在地	英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、 ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、 ウォーカーハウス (Walker House, P. O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies)
旧氏名又は名称	-
旧住所又は本店所在地	-

②【個人の場合】 該当なし

##### ③【法人の場合】

設立年月日	2004年2月5日
代表者氏名	ジェイシー・ホールディングス IV・リミテッド クリストファー・ピー・ミネティアン (JC Holdings IV, Ltd., Christopher P. Minnetian)
代表者役職	ジェネラル・パートナー
事業内容	投資事業体

##### ④【事務上の連絡先】

事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 対木 和夫
電話番号	03 (3288) 7000

#### (2)【保有目的】(9)

長期純投資

(3) 【上記提出者の保有株券等の内訳】(10)

①【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	435,000		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 435,000	N	O 0
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数（総数） (M+N+O-P)	Q 435,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

②【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成16年5月15日現在)	S 88,842,313
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	0.49
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	0.00

(4) 【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況】(11)

該当なし

年月日	株券等の種類	数量	取得又は処分の別	単価
平成16年5月15日	株券（普通）	435,000	取得	200円 増資新株の取得

(5) 【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】(12) 該当なし

(6) 【保有株券等の取得資金】(13)

①【取得資金の内訳】

自己資金額 (T) (千円)	87,000
借入金額計 (U) (千円)	0
その他金額計 (V) (千円)	0
上記 (V) の内訳	—
取得資金合計 (千円) (T+U+V)	87,000

②【借入金の内訳】該当なし

③【借入先の名称等】該当なし

### 第3【共同保有者に関する事項】(14)

### 第4【提出者及び共同保有者に関する総括表】

#### 1【提出者及び共同保有者】(18)

ジャパン・キャスティング・エルピー (Japan Casting L.P.)  
 ジャパン・キャスティング II・エルピー (Japan Casting II L.P.)  
 ジャパン・キャスティング III・エルピー (Japan Casting III L.P.)  
 ジャパン・キャスティング IV・エルピー (Japan Casting IV, L.P.)

#### 2【上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳】(19)

##### (1)【保有株券等の数】

	法第27条の23第3項本文	法第27条の23第3項第1号	法第27条の23第3項第2号
株券（株）	58,017,000*		
新株引受権証書（株）	A	—	G
新株予約権証券（株）	B	—	H
新株予約権付社債券（株）	C	—	I
対象有価証券カバードワラント	D		J
株券預託証券			
株券関連預託証券	E		K
対象有価証券償還社債	F		L
合計（株）	M 58,017,000	N	O
信用取引により譲渡したことにより控除する株券等の数	P 0		
保有株券等の数（総数） (M+N-O-P)	Q 58,017,000		
保有潜在株式の数 (A+B+C+D+E+F+G+H+I+J+K+L)	R 0		

\*\*内28,572,000株はA種優先株式（議決権有）

##### (2)【株券等保有割合】

発行済株式総数（株） (平成16年5月15日現在)	S 88,842,313
上記提出者の 株券等保有割合（%） (Q/(R+S) × 100)	65.30
直前の報告書に記載された 株券等保有割合（%）	65.13

以上

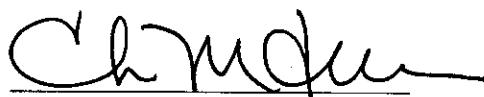
## **POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JC Holdings Ltd., an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands, general partner of Japan Casting L.P., an entity organized and existing under the laws of Cayman Islands, having its registered office at Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Soichiro Uno and Kazuo Tsuiki, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Partnership, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, JC Holdings Ltd. has caused this power of attorney to be duly signed by Christopher P. Minnetian, this 17<sup>th</sup> day of May 2004.

JC Holdings Ltd.

By:



Christopher P. Minnetian  
Director

## POWER OF ATTORNEY

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JC Holdings II Ltd., an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands, general partner of Japan Casting II L.P., an entity organized and existing under the laws of Cayman Islands, having its registered office at Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Soichiro Uno and Kazuo Tsuiki, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Partnership, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, JC Holdings II Ltd. has caused this power of attorney to be duly signed by Christopher P. Minnetian, this 17<sup>th</sup> day of May 2004.

JC Holdings II Ltd.

By: Christopher P. Minnetian  
Christopher P. Minnetian  
Director

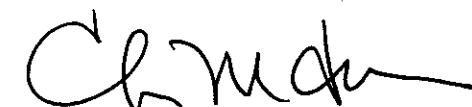
## **POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JC Holdings II Ltd., an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands, general partner of Japan Casting III L.P., an entity organized and existing under the laws of Cayman Islands, having its registered office at Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Soichiro Uno and Kazuo Tsuiki, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Partnership, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, JC Holdings II Ltd. has caused this power of attorney to be duly signed by Christopher P. Minnetian, this 17<sup>th</sup> day of May 2004.

JC Holdings II Ltd.

By:



Christopher P. Minnetian  
Director

## **POWER OF ATTORNEY**

KNOW ALL MEN BY THESE PRESENTS, that JC Holdings IV, Ltd., an exempted company incorporated under the laws of the Cayman Islands, general partner of Japan Casting IV, L.P., an entity organized and existing under the laws of Cayman Islands, having its registered office at Walker House, P.O. Box 908GT, Mary Street, George Town, Grand Cayman, Cayman Islands, British West Indies (the "Partnership"), does hereby constitute and appoint each of Messrs. Soichiro Uno and Kazuo Tsuiki, attorneys of Nagashima Ohno & Tsunematsu, with its office at Kioicho Building, 3-12, Kioicho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan, as its true and lawful agents and attorneys-in-fact with the power to execute and file with the Director General of the Kanto Financial Bureau of Japan, for and on behalf of the Partnership, the Reports and the Notices described in Articles 27-23, 27-25 and 27-26 of the Securities and Exchange Law of Japan and any amendments thereto (the "Reports and Notices") and to do any and all acts that said agents and attorneys-in-fact deem necessary or appropriate to implement the filing of such Reports and Notices.

IN WITNESS WHEREOF, JC Holdings IV, Ltd. has caused this power of attorney to be duly signed by Christopher P. Minnetian, this 17<sup>th</sup> day of May 2004.

JC Holdings IV, Ltd.

By:



Christopher P. Minnetian  
Director

[訳 文]

委 任 状

ケイマン諸島法に準拠して組成され、存続し、その登記上の事務所を英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、ウォーカーハウスに有する法人であるジャパン・キャスティング・エルピーのジェネラルパートナーであるケイマン諸島法に準拠して設立されたエクゼンプト・カンパニーであるジェイシー・ホールディングス・リミテッド（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士宇野総一郎氏及び同対木和夫氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、ジェイシー・ホールディングス・リミテッドは、2004年5月17日、クリストファー・ピー・ミネティアンをして本委任状に適法に署名せしめた。

ジェイシー・ホールディングス・リミテッド

[署 名]

クリストファー・ピー・ミネティアン  
取締役

上記は訳文である  
弁護士 宇野 総一郎



[訳 文]

委 任 状

ケイマン諸島法に準拠して組成され、存続し、その登記上の事務所を英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、ウォーカーハウスに有する法人であるジャパン・キャスティング II・エルピーのジェネラルパートナーであるケイマン諸島法に準拠して設立されたエクゼンプト・カンパニーであるジェイシー・ホールディングス II・リミテッド（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士宇野総一郎氏及び同対木和夫氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、ジェイシー・ホールディングス II・リミテッドは、2004年5月17日、クリストファー・ピー・ミネティアンをして本委任状に適法に署名せしめた。

ジェイシー・ホールディングス II・リミテッド

[署 名]

クリストファー・ピー・ミネティアン  
取締役

上記は訳文である。  
弁護士 宇野 総一郎



[訳 文]

委 任 状

ケイマン諸島法に準拠して組成され、存続し、その登記上の事務所を英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、ウォーカーハウスに有する法人であるジャパン・キャスティング III・エルピーのジェネラルパートナーであるケイマン諸島法に準拠して設立されたエクゼンプト・カンパニーであるジェイシー・ホールディングス II・リミテッド（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士宇野総一郎氏及び同対木和夫氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、ジェイシー・ホールディングス II・リミテッドは、2004年5月17日、クリストファー・ピー・ミネティアンをして本委任状に適法に署名せしめた。

ジェイシー・ホールディングス II・リミテッド

〔署 名〕

クリストファー・ピー・ミネティアン  
取締役

上記は訳文である。

弁護士 宇野 総一郎



[訳 文]

委 任 状

ケイマン諸島法に準拠して組成され、存続し、その登記上の事務所を英領西インド諸島、ケイマン諸島、グランドケイマン、ジョージタウン、メアリーストリート、私書箱 908GT、ウォーカーハウスに有する法人であるジャパン・キャスティング IV・エルピーのジェネラルパートナーであるケイマン諸島法に準拠して設立されたエクゼンプト・カンパニーであるジェイシー・ホールディングス IV・リミテッド（「当法人」）は、ここに、日本国東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル所在長島・大野・常松法律事務所の弁護士宇野総一郎氏及び同対木和夫氏を当法人の真正かつ適法な代理人に選任・指名し、当法人を代理して日本国証券取引法第27条の23、同法第27条の25及び同法第27条の26に定める報告書及び届出書（「報告書及び届出書」）を作成し、これらを日本国関東財務局長に提出すること及び同報告書及び届出書の提出を履行するために同代理人が必要又は適切と思料する一切かつすべての行為を行う権限を付与する。

上記の証として、ジェイシー・ホールディングス IV・リミテッドは、2004年5月17日、クリストファー・ピー・ミネティアンをして本委任状に適法に署名せしめた。

ジェイシー・ホールディングス IV・リミテッド

[署 名]

クリストファー・ピー・ミネティアン  
取締役

上記は訳文である。  
弁護士 宇野 総一郎

